

## マイナンバーカードの有効期限・更新手続き

### マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカードには有効期限があり、カードの表面に印字されています。

有効期限を迎える方に対し、地方公共団体システム機構から有効期限通知書が送付されます。

更新手数料は無料です。手続きは有効期限の3カ月前からできます。

種類	対象	有効期限
マイナンバーカード	18歳以上の方（※1）	発行から10回目の誕生日まで
	18歳未満の方（※1）	発行から5回目の誕生日まで
電子証明書（※2）	全員	発行から5回目の誕生日まで

※1 民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、マイナンバーカードの有効期限も変更しています。それ以前に申請した場合は、20歳以上の方が10回目の誕生日、20歳未満の方が5回目の誕生日まで有効のカードです。

※2 カードのICチップに内蔵されている機能

### マイナンバーカードの更新手続き

#### 自分で更新申請する

##### スマートフォン

- ① スマートフォンで顔写真を撮影
- ② 有効期限通知書のQRコードを読み取り、表示されたページで「メールアドレス」を登録
- ③ メールアドレスに申請用のURLが届くので、顔写真を登録し、必要事項を入力して完了

## 郵送

- ① 専用サイトや役場で交付申請書を入手して、必要事項を記入
- ② 6カ月以内に撮影した顔写真（縦4.5cm×横3.5cm、正面を向いた無背景・無帽）を貼り付ける
- ③ 封筒に入れて郵送し、申請完了

## 役場窓口で申請する

【場 所】住民課 福祉環境係（窓口）

【時 間】平日8時30分～17時15分

- ① 役場窓口で本人確認書類（運転免許証など）を掲示して、申請書を書く
- ② 役場で写真を撮り、申請完了

## 電子証明書の更新手続き

電子証明書は役場の窓口で更新できます。電子証明書の有効期限が過ぎた場合でも、マイナンバーカードの有効期限内であれば、引き続き身分証明書として利用できます。

電子証明書は有効期限を過ぎたあとでも無料で発行することができます。

【場 所】住民課 福祉環境係（窓口）

【時 間】平日8時30分～17時15分

## 本人が更新する場合

- ① 下記を持参して役場の窓口に掲示する
  - ・マイナンバーカード
  - ・有効期限通知書（※忘れても手続きは可能です）

・暗証番号記載票（※お持ちの方のみ）

② 持参したマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込み、更新手続き完了

※ 暗証番号をお忘れの場合は、窓口で再設定できますが、再設定にはマイナンバーカード以外の本人確認書類が必要になります。

#### 代理人が更新する場合

① 下記を持参して役場の窓口に掲示する

- ・本人のマイナンバーカード
- ・代理人の本人確認書類
- ・有効期限通知書（※忘れても手続きは可能です）
- ・照会書兼回答書を封入封かんした封筒（有効期限通知書に同封されたもの）

※あらかじめ本人が必要事項と暗証番号を記入してください

② 持参したマイナンバーカードに、職員が新しい電子証明書を書き込み、更新手続き完了

---

#### お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

住民課 福祉環境係 ☎ 0947-62-3000（代表）